



# おくしり

昭和46年4月1日 発行

## No.77

発行 奥尻町役場

印刷 函館ぼうに印刷

選ぶ目が生きて伸びゆく地方自治



不在者投票の手続きは  
早めに

選挙啓発特集

# 1971

4月25日は

告示 4月18日

奥尻町長 選挙の投票日です  
奥尻町議会議員

※もれなく投票しましょう

奥尻町選挙管理委員

# 町長選挙と町議選挙

告示 4月18日 投票日 4月25日

任期満了による町長選挙と、町議会議員選挙は、四月十八日に告示され、七日後の二十五日に投票が行なわれます。

町の行政は、皆さんの尊い一票で選ばれた人たちが構成する、議会という「議決機関」と、議会で決めたことを実行に移す「執行機関」の、両者の協力で行なわれる仕組みになっています。

いわば、皆さんに代わって行政を担当する人を選ぶ大切な選挙です。投票日には、一人残らず投票してください。

## 投票できる人は

### 名簿登録者

今回の町長、町議の選挙に投票できる人は、奥尻町に住民登録している方、又していた方で次の人です。

- 1、四月十五日現在で三か月以上当町に居住する人（昭和四十年一月十三日までに住民登録の手続きをした人）で、満二十歳以上の人。

- 2、投票日（四月二十五日）に満二十歳になる人（昭和二十六年四月二十六日までに生れた人）

なお選挙日までに町外へ転出した人は抹消される場合があります。

## 投票時間

投票時間は、午前七時から午後六時までが原則となっていますが投票所によっては、時間を繰り上げ、繰り下げなどしている投票所もあります。

この時間と投票所の場所は入場券に記入されていますから注意してください。

## あなたに入場券が配布されていますか

投票入場券は全有権者に配布しておりますが、もし選挙人名簿にのっていないと思われる方で、入場券が届かない方は、町選挙管理委員会（役場内）か支所に連絡して下さい。

## 町長選挙と町議選挙の不在者投票

### 不在者投票

出漁や旅行、出かせぎ、出産などの理由で、選挙の当日、投票所へ行って投票することができない人は、今までの方法で「不在者投票」ができます。

証明書のかわりに宣誓書を出し、することにより告示前でも投票用紙を請求することができます。

## 投票所

投票区	投票所	区域	時間
第 1	稲穂へき地保健福祉館	字稲穂、勘太浜、岩生を含む	午前7時から 午後6時まで
第 2	宮津部落集会所	字宮津、東風泊、宮津開拓、字球浦の一部	〃
第 3	奥尻公民館	字奥尻、球浦開拓を含む、字球浦の一部	〃
第 4	赤石母と子の家	字赤石一円	〃
第 5	松江小学校	字松江一円	〃
第 6	青苗へき地保健福祉館	字富里、字青苗の一部	〃
第 7	法隆寺	字青苗	〃
第 8	米岡部落集会所	字米岡、藻内を含む	〃
第 9	神威脇へき地診療所	字湯ノ浜、神威脇、幌内を含む	午前7時から 午後4時まで
第 10	航空自衛隊第29警戒群隊舎会議室	字湯ノ浜、自衛隊営内居住者	午前9時から 午後4時まで



### 入場券をなくしても

#### 投票できます

入場券を紛失した場合でも投票できますが、整理に手間どったり待たされたりすることがありますので必ずお持ち下さい。

### 字が書けない人は

#### 代理投票もできます

身体故障、または文盲のため字のかけない人は、投票所に行つて代理投票ができます。

代理投票は投票所で投書事務職員が本人にかわつて書いてあげるものです。もちろんだれに投票したかなどの秘密は絶対守られます。せつかくの選挙権をみすみす放棄しないようにしましょう。

### 不在者投票

#### 手続は早めに

町外にいて不在者投票される人は、次のことがらに注意して、棄権をしないようにしてください。

- ① 本人である宣誓書を添えて町選管に投票用紙、封筒などの交付を請求します。
- ② 選管は、本人あてに直接、投

出漁や旅行、山ぎ、出産などの理由で、選挙の当日、投票所へ行って投票することができない人は、今までどおりの方法で「不在者投票」ができます。

「職務または業務に従事」している場合で、町内においても自分の投票区域外で働いている場合は、不在者投票ができるようになります。また従来は、事業主や市町村長の証明が必要であったものが選挙人の宣誓書によって処理できます。

出かせぎなどで遠くにいる人は

票用紙、封筒、証明書を送りませう。

③ 受領した選挙人は、すぐ滞在地の選管に行き、指定された場所投票しますが、証明書はいつている封筒を自分で開くと投票できなくなりますから注意してください。

④ 投票すみの投票は、滞在地の選管から当町の選管に送られてくる仕組になっています。選挙日の午後六時（投票所を閉ざす時刻）までに、その人の属する投票所に届かないと、せつかくの投票も受理されなくなりますので、用紙類を請求する際は、速達便を利用して、早めに手続きしてください。

選挙期日の告示前でも不在者投票のための投票用紙などの請求ができます。投票用紙は告示になると直ちに郵送します。出かせぎ者は留守宅と連絡して棄権のないよう

注意し、ります。

不在者投票をしようとする人はハンコを持って町選管（役場）までおいでください。なお、宣誓書は、適宜の用紙を

### 証明書のかわりに宣誓書

#### 簡単になった不在者投票

にしてください。

不在者投票は、選挙期日の告示の日から投票日の前日まで投票することが出来ます。町選管では、

使用してもかまいませんが、次のような様式で、なるべく詳細に記

載してください。

投票用紙・投票用封筒の請求書を

（様式）

一 この一票が、私たちの生活にどのようなつながりをもつか、もう一度考えよう。

二 明日の郷土をになうのは、青年の皆さんです。必ず投票には参加しよう。

三 「つきあい投票」や「情実投票」をやめて、ほんとうに自分の選びたい人に投票しよう。

四 選挙にかかわるお金や品物などの提供や飲み食いなどの義理つき合いは、勇気をもってことわろう。

五 「誰に投票したかわかる」ということをいう人もあがるが、そのようなことはありえない。法律もまた、投票の秘密を保障していることを理解しよう。

### 宣 誓 書

私は、次の事由によって、昭和〇年〇月〇日執行の〇選挙の当日自ら投票所へ行って投票することができない見込みであります。

（不在者投票の事由）

右、真実に相違ないことを誓います。

昭和〇年〇月〇日

現住所

選挙人名簿による住所

生年月日

職業

氏名 ㊦

### 開票は即日

参観は二十人

今回の選挙の開票は、いずれも投票当日の午後八時から。

### 奥尻町青少年会館

で行ないます。

参観は、到着順に二十人だけ許します。希望者は、当日受け付け係に申し出てください。



# 町長 立候補届出は18日受付

町長、町議候補……締め切りは翌十九日まで

町長、町議会議員の立候補の届け出は四月十八日午前八時半から受け付け、翌日の午後五時で締め切ります。  
諸届けの用紙は、町選管で用意してあります。説明会を四月十四日に役場会議室で行ないます。

## 町長選挙と

### 町議選挙の日程

- ▽十八日 告示、立候補・選挙事務所設置・出納責任者選任・選挙立会人など諸届けの受理開始、不在者投票開始
- ▽十九日 立候補届け締め切り
- ▽二十日 公営施設使用による個人演説会開始
- ▽二十一日 選挙立会人届け出期限
- ▽二十二日 選挙運動最終日、不在者投票最終日
- ▽二十五日 投票、開票

## 選挙事務

選挙についてのお問い合わせや不在者投票の取扱いは、奥尻町選挙管理委員会（役場内）で行ない

### 町長、町議選挙説明会

日時 4月14日 午前10時  
場所 役場会議室

来る4月25日行なわれる町長、町議選挙について、立候補の手続き、選挙運動などの説明会を上記により開催します。立候補予定者、運動、出納責任者等関係者の出席をおすすめします。

## 選挙の写真作品募集

テーマ 統一地方選挙における、明るく正しい選挙推進の運動風景、政党や候補者運動員などの運動風景、演説会、ポスター、投票風景、開票の状況、その他選挙に關係のあるもの。ただし、特定の政党や候補者に有利・不利な条件を与えるものを除く。

作品の種別・大きさ・その他  
白黒・カラーとも  
(組写真も可) 大きさはキャビネ以上。

○作品は自作未発表のものに限る。  
○応募票を貼付すること。  
○枚数の制限はない、応募作品は返戻しない。  
○佳作以上の作品は、ネガを提供することとし、展示や広報などに使用する。  
送り先 主催者あて送付のこと。  
締切 昭和四十六年六月二日(当日消印有効)

賞 推薦 一点 五万円  
特選 三点 各 一万円  
入選 一〇点 各 三千元  
佳作 五〇点 各 一千元  
審査員 伊奈信男・金丸重嶺・白井達男・自治省・主催者

発表 審査の結果は、本年七月一日発行の主催者の機関紙「私たちの広場」に発表するとともに入選者に通知する。  
主催 明るく正しい選挙推進全国協議会(郵一〇二) 東京都千代田区平河町二一六 麹町会館内 後援 アサヒカメラ 協賛 日本新聞協会・日本放送協会・民間放送連盟・都道府県選挙管理委員会連合会・公明選挙連盟・自治省

○応募規則は主催者に申込み次第、お送りします。

### 割引券を利用しよう

(奥尻定期船)



町では、奥尻定期航路を利用される方々のために割引券を発行しております。

この券は、片道につき九十円が割引されます。すなわち、現在奥尻〜江差間の二等の普通料金が六百十円ですが、この割引券を利用しますと往復で百八十円が割引されるわけです。

これから何かと旅行される方があると思いますが、その際には忘れずに利用いたしましょう。

尚、この割引券は各部落区長宅に置いてありますので、ご利用される方は区長宅、又は役場に申し出て下さい。

## 選挙の正しい明るく



## 忘れず納めましょう

### 今月の納税

## 固定資産税第1期 (4月30日まで)

自主納税で、明るいまちづくりを進めましょう。

